

# 民法改正 委任、請負に影響

## 設計・コンサルに忠実義務

法務省が公表した、「民法(債権関係)の改正に関する中間的論点整理」は今後の改正動向によっては、設計・コンサルの契約形態である「委任」、元請けや下請けの「請負」に影響を与えそうだ。委任契約では、受任者(設計・コンサル)に対して従来規定していた善管注意義務(善良な管理者の注意義務)から、委任者(発注者)の立場がより強くなる可能性がある。「受任者の忠実義務」規定の考え方が提示されたほか、「請負」についても、下請けが直接発注者に支払いを求めることができる下請け直接請求権の付与などを盛り込んでいる。ただ一方で、民間工事で問題となっている「瑕疵修補請求権」は、発注者の請求権の限界も言及しており、建設産業界にとっても今後民法改正は大きな関心事となる。

|| 1面参照

### 「瑕疵修補請求権の限界」を規定

中間論点整理は大項目だけでなく、債権の目的▽履行請求権等▽債務不履行による損害賠償▽賠償額の予定▽契約の解除▽危険負担▽受領遅滞▽債務不履行に関連する新規

規定▽債権者代位権から始まって、新種の契約や事情変更の原則、契約の解釈、消費者・事業者に関する規定まで63項目に及ぶもの。民法の契約法関連全てを見直す大改正。

属▽瑕疵担保責任▽注文者の任意解除権▽注文者の破産手続開始による解除▽下請負に細分化、それぞれについて盛り込む内容を両論併記で提示している。

このうち、瑕疵担保責任では、瑕疵修補請求のついて、報酬に見合った負担を著しく超え、契約上予定されていない過大な負担を請負者に負わせるなどの批判があるとして、「瑕疵修補請求権の限界」の検討を提示した。

また下請負については、下請負の原則の明文化と、下請けの発注者に対して代金の支払いを直接請求することを認める、直接請求権付与にも言

及した。ただ発注者にとっては二重弁済リスクがあることも明記した。

このほか、設計・コンサルの契約形態である「委任」については、▽受任者の指図順守義務▽受任者の忠実義務▽受任者の自己執行義務▽受任者の報告義務▽委任者の財産についての受任者の保管義務——など受任者(設計・コンサル)の義務規定を細かく明文化した。

特に、受任者の忠実義務は、仮に規定された場合、強い立場にある委任者が弱い立場の受任者にこの規定を濫用する恐れがあるとの指摘も明記、忠実義務の明文化当否についてさらに検討する考えを盛り込んだ。